

1. Press Releases/Topics

子会社設立に関するお知らせ ～カンダまちおこし株式会社～

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

株式会社十六フィナンシャルグループ(以下「当社」といいます。)は2022年3月29日の取締役会において、子会社の設立を決議しましたので、下記の通りお知らせします。

1. 設立の目的

当社は、経営計画の一つの柱として「地域コミット戦略」を掲げており、地域の魅力向上および課題解決のサポートを重点施策として取り組んでまいりました。

このたび、当社グループ内に地域活性化のための中心的役割を發揮する子会社を他業銀行業高度等会社として設立し、事業領域を拡大するとともに、地域のトータルデザインや活性化に向けたコンサルティングを一層推進し、地域の持続的な成長に向けた責務の遂行および地域創生に貢献してまいります。

2. 設立する子会社の概要

名 称	カンダまちおこし株式会社
所 在 地	岐阜市神田町6丁目11番地1
代 表 者	代表取締役社長 田代 達生
資 本 金	80 百万円
設 立 年 月 日	2022 年 4 月 1 日
株 主 ・ 出 資 比 率	株式会社十六フィナンシャルグループ 99% ミュージックセキュリティーズ株式会社 1%

3. 事業内容

観光マーケティング(DMO)支援事業	地域が観光による「稼ぐ力」の最大化と経済循環を図り、ポストコロナに向けた『持続可能な観光地づくり』を形成する支援を行います。
ソーシャルインパクト投資事業	クラウドファンディングの手法を用いて、地域の課題解決に向けた成長資金を供給し、新たなマネーフローを創出します。
ふるさと納税支援事業	ふるさと納税(企業版・個人版)を活用し、地域の課題解決を目指す地方自治体と事業者を支援します。
リノベーションまちづくり事業	まちの拠点となる土地・建物をリノベーション等により利活用し、産業とコミュニティの再生を通じたエリア価値の向上を図ります。
多様な働き方支援事業	地域が一体となったプロジェクトや企業、非営利団体等に対し、課題決定能力を有する人材を多様な形で繋げ、活性化を図ります。

問い合わせ先:グループ企画統括部(広報担当) TEL(058)266-2511

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」5月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談とZoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士 (岐阜) お1人さま20分	5月10日(火) 13:45~15:05
	5月17日(火) 13:45~15:05
	5月24日(火) 13:45~15:05
	5月31日(火) 13:45~15:05
山口弁護士 (名古屋) お1人さま30分	5月10日(火) 13:30~15:00
	5月17日(火) 13:30~15:00
	5月24日(火) 13:30~15:00
	5月31日(火) 13:30~15:00

(2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
5月11日(水)	13:00~16:00
5月12日(木)	13:00~16:00
5月18日(水)	13:00~15:30
5月19日(木)	13:00~16:00
5月25日(水)	13:00~15:30
5月26日(木)	13:00~16:00

2. 公的機関情報

【第6回公募】中小企業等事業再構築促進事業「事業再構築補助金」

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われています。事前に gBizID プライムアカウントの取得手続(2~3週間を要します)を実施下さい。

補助上限額 補助率	<table border="1"><thead><tr><th>申請類型</th><th>補助上限額(※1)</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>最低貸金枠</td><td></td><td></td></tr><tr><td>回復・再生応援枠【新設】 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)</td><td>500万円、 1000万円 1,500万円(※2)</td><td>中小 3/4 中堅 2/3</td></tr><tr><td>通常枠</td><td>2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円 (※2)</td><td>中小 2/3 中堅 1/2 (※3)</td></tr><tr><td>大規模貸金引上枠</td><td>1億円</td><td></td></tr><tr><td>グリーン成長枠【新設】 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)</td><td>中小 1億円 中堅 1.5億円</td><td>中小 1/2 中堅 1/3</td></tr></tbody></table>	申請類型	補助上限額(※1)	補助率	最低貸金枠			回復・再生応援枠【新設】 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、 1000万円 1,500万円(※2)	中小 3/4 中堅 2/3	通常枠	2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円 (※2)	中小 2/3 中堅 1/2 (※3)	大規模貸金引上枠	1億円		グリーン成長枠【新設】 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3	
	申請類型	補助上限額(※1)	補助率																	
	最低貸金枠																			
	回復・再生応援枠【新設】 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、 1000万円 1,500万円(※2)	中小 3/4 中堅 2/3																	
	通常枠	2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円 (※2)	中小 2/3 中堅 1/2 (※3)																	
大規模貸金引上枠	1億円																			
グリーン成長枠【新設】 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3																		
	(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる (※3) 6,000万円超は1/2(中小)、4,000万円超は1/3(中堅)																			
主な見直し項目	1. 売上高10%減少要件の緩和 2. 回復・再生応援枠の新設 3. グリーン成長枠の新設 4. 通常枠の補助上限額の見直し																			
公募期間	令和4年6月30日(木)18:00まで(厳守)																			
詳細	事業再構築補助金専用ホームページ: https://jigyousaikouchiku.go.jp/																			

IT 導入補助金 2022

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールの導入を支援する補助金です。インボイス制度への対応も見据えた IT ツールの導入補助に加え、PC 等のハード購入補助等を行います。

補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)は左記に加えハードウェア購入費等 ※専用サイトにて公開予定の IT ツールが補助金の対象。 (一部のハードウェアを除く)				
種類	A 類型	B 類型	デジタル化基盤導入類型		
補助対象経費区分	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大1年分補助) ・導入関連費等		・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分補助) ・導入関連費等		・ハードウェア購入費 ①PC・タブレット プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器 ②レジ・券売機等
補助率	1/2 以内		3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内
補助金額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下	5万円～ 50万円以下	50万円超～ 350万円	①上限10万円 ②上限20万円
公募期間	2022年5月16日(月)17:00(予定)				
詳細	IT 導入補助金専用ホームページ https://www.it-hojo.jp/				

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等価格低減促進事業(補助金)

本事業は、民間企業等による、屋根等を活用した自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援するものです。これにより、太陽光発電設備や蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ(太陽光発電設備と蓄電池を導入した方が需要家にとって経済的となる状態のこと。)の達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指します。

補助対象設備	・太陽光発電設備 ・定置用蓄電池(業務・産業用) ・定置用蓄電池(家庭用)・車載型蓄電池 ・充放電設備
上限額	1.5億円 ※詳細は公募要領をご確認ください
実施機関	環境省、環境イノベーション情報機構
公募期間	【一次公募】2022年5月9日(月)正午まで 【二次公募】2022年5月16日(月)～2022年6月15日(水)正午まで 【三次公募】2022年6月20日(月)～2022年7月29日(金)正午まで
詳細	環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110821.html

岐阜県サテライトオフィス拠点整備等補助金

岐阜県では、DXの急速な進展に伴うテレワークの普及により、県外企業のサテライトオフィス進出が期待できることから、都市部との良好なアクセスや歴史的景観の残る街並みを活用など、地域の特性を活かしたサテライトオフィス施設を新たに整備する場合に、その経費の一部を支援します。

補助対象事業	県外に本社がある法人が入居する賃貸用サテライトオフィスの拠点を新たに県内に整備する場合に、その費用の一部を補助します。 ※補助要件等は募集案内を参照
補助対象者	法人(個人事業主は不可)
補助金上限額	3,400万円
受付期間	令和4年5月16日(月曜日)17時まで【必着】
事前相談期間	令和4年5月9日(月曜日)17時まで ※申請を希望する場合は、必ず岐阜県企業誘致課に事前相談してください。相談終了間際は予約が集中するため、できるだけ早めにご相談願います。
詳細	岐阜県ホームページ https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/213170.html

アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金

地場産業に係る製造業を営む県内中小企業者等による、アフターコロナに向けた生産性の向上及び競争力の強化の取組みを支援します。

補助事業者	地場産業に係る製造業を営む県内中小企業者等 ※地場産業陶磁器、繊維・衣服、和紙、刃物、木工等に係る製造業
補助対象経費	設備導入にかかる経費(機械装置費、システム構築費、専門家経費)
補助率	補助対象経費の2/3
補助上限	1,000万円(下限:100万円)
募集期間	令和4年5月13日(金)※最終日の消印有効
詳細	岐阜県ホームページ https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/214549.html

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する補助金です。

概要	<p>【通常枠】 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>【回復型賃上げ・雇用拡大枠】新設 業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者を支援</p> <p>【デジタル枠】新設 DXに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>【グリーン枠】新設 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>【グローバル展開型】 海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援</p>										
補助上限	<table border="1" data-bbox="459 1137 1434 1361"> <tr> <td rowspan="4">一般型</td> <td>通常枠</td> <td rowspan="4">750万円～1,250万円(※)</td> </tr> <tr> <td>回復型賃上げ・雇用拡大枠</td> </tr> <tr> <td>デジタル枠</td> </tr> <tr> <td>グリーン枠</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グローバル展開型</td> <td>3,000万円</td> </tr> </table> <p>※従業員規模により補助上限の金額が異なります。</p>	一般型	通常枠	750万円～1,250万円(※)	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠	グローバル展開型		3,000万円	
一般型	通常枠		750万円～1,250万円(※)								
	回復型賃上げ・雇用拡大枠										
	デジタル枠										
	グリーン枠										
グローバル展開型		3,000万円									
補助率	<table border="1" data-bbox="475 1433 1401 1648"> <tr> <td rowspan="4">一般型</td> <td>通常枠</td> <td>1/2 小規模事業者等：2/3</td> </tr> <tr> <td>回復型賃上げ・雇用拡大枠</td> <td rowspan="3">2/3</td> </tr> <tr> <td>デジタル枠</td> </tr> <tr> <td>グリーン枠</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グローバル展開型</td> <td>1/2 小規模事業者等：2/3</td> </tr> </table>	一般型	通常枠	1/2 小規模事業者等：2/3	回復型賃上げ・雇用拡大枠	2/3	デジタル枠	グリーン枠	グローバル展開型		1/2 小規模事業者等：2/3
一般型	通常枠		1/2 小規模事業者等：2/3								
	回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3								
	デジタル枠										
	グリーン枠										
グローバル展開型		1/2 小規模事業者等：2/3									
補助要件	<p>【基本要件】以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円 <p>※詳細は公募要領をご確認ください。</p>										
応募期限	令和4年5月11日17時										
詳細	ものづくり補助金総合サイト https://portal.monodukuri-hojo.jp/										

3.経営教室

国際税務教室

短期滞在者免税における 183 日基準の計算方法について

給料に対する課税は、原則的には勤務を行っている国においてもなされます。それによれば海外出張を行った場合、出張期間に対応する給与は出張先の国においても課税所得となります。しかし、租税条約に規定される条件を満たす場合には、免税措置を受けることができます。「短期滞在者免税」と呼ばれるこの租税条約による免税措置を受けるためには、条約に規定される一定の条件を満たす必要があり、その条件の一つに、183 日以下の滞在といった、いわゆる「183 日ルール」が存在します(※)。実務上、この「183 日」の計算の仕方について迷う場合が少なくありません。

世界各国で締結される租税条約は、①「OECD 条約モデル」、もしくは ②「国連条約モデル」のいずれかをひな形として作成される傾向があります。「183 日」の計算方法についてみれば、①は「当該課税年度(暦年)に開始又は終了するいずれの 12 箇月の期間」(入国または出国から連続する 12 ヶ月間)をベースとして計算する(以下、「OECD 条約モデル型」とします)のに対して、②は「当該課税年度(暦年)」をベースとして計算(以下、「国連条約モデル型」とします)します。

実際の条約について確認すれば、日米租税条約は OECD 条約モデル型であるのに対して、日中租税条約は国連条約モデル型となっています。「短期滞在者免税」の適用に際しては、このように条約により 183 日の計算方法に相違があることに留意することが必要となります。

(※) 通常、その他の条件として、支払者基準(給料が勤務地国の企業等から支払われていないこと)、負担基準(給料が勤務地国の駐在員事務所等で負担されていないこと)が存在します。

国内税務教室

退職金について考える

フジテレビが 50 歳以上かつ勤続 10 年以上の社員を対象に希望退職者の募集を発表し、優遇措置として、通常退職金に加え特別加算金(2018 年希望退職時には最大でプラス 7 千万円であった)が支給されることが、今年 1 月に発表されました。同社は 90 億円を退職金による特別損失として計上する予定なので、60 人程度が応募しているとの報道より推計すると、1 人当たり 1 億 5 千万もの退職金を受け取ることになります。

仮に勤続年数 30 年であった者が 1 億円の退職金を受け取った場合、税金は 1,887 万 9,900 円(所得税・復興特別税は 1,462 万 9,900 円、住民税は 425 万円)となります。一方で、これが退職金ではなく給与であれば、税金は 4,995 万 7,300 円(各種控除は考慮しない)となり、給与課税に比べ相当優遇されているのがわかります。

これは「退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低い」(昭和 42 年 12 月政府税調中間答申)との考えにより税計算に優遇措置が設けられているためである。

一般的には老後資金の目安は 3,000 万円だといわれています(総務省の家計調査報告などを参考に生命保険会社等が試算している)。これと比較すると、このケースのような退職金全額を、老後の生活保障のために優遇規定を受けるのが妥当なのか・・・という議論もあります。

退職金制度のない会社が全体の 2 割に達する今日において、退職金に関し過度な優遇規定を残したままでよいのか、考えてみる必要があります。

(「国際税務教室・国内税務教室」執筆者)

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

編集・連絡先:

十六銀行

ソリューション営業部

(058-266-2664)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。